

改正

平成4年6月30日条例第19号

平成8年3月29日条例第7号

平成18年3月28日条例第17号

平成27年3月27日条例第13号

土岐都市計画特別用途地区建築条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項及び第50条の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(特別工業地区内の建築制限の緩和)

**第3条** 特別工業地区内においては、法第48条第5項及び第6項の規定にかかわらず、別表に掲げる建築物を建築することができる。

一部改正〔平成8年条例7号〕

(特別工業地区内の建築制限の付加)

**第4条** 前条に規定する建築物は、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内で、かつ、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する建築物については、第1号から第3号までを適用しない。

- (1) 建築物の基礎は、機械又は原動機の基礎と分離すること。
- (2) 外壁に設ける窓は、はめごろし戸とすること。
- (3) 外壁は、法第30条に規定する構造に準ずるものとする。
- (4) 陶磁器上絵付、釉薬の吹付けを行う作業場にあつては、排出口が床面から2.5メートル以上の高さで、かつ、直接隣地に面しない換気又は排気用ダクトその他これらに類するものを設けること。
- (5) 坯土、釉薬の製造を行う作業場にあつては、排出する汚濁水の浄化のために必要なちんで

ん槽又はろ過槽を設けること。

(6) 煙突は、地盤面からの高さを9メートル以上とすること。ただし、ガスを使用する場合は、この限りでない。

(7) 坏土を製造する作業場において熱乾燥を行う場合は、排出する粉じんの処理に必要な集じん装置を設けること。

(8) 原料の貯蔵の用に供する建築物は、原料が流出し、又は飛散しない構造とすること。

2 次の各号のいずれかに該当する窓については、前項第2号の規定にかかわらず、同号の規定は適用しない。

(1) 床面からの高さが0.5メートル以下又は2.5メートル以上の部分に設ける窓で換気の用に供するもの

(2) その外側に建築物、壁その他これらに類するしゃ音上有効なしゃへい物があるもの

(3) 広場、川その他これらに類するものに面するもの

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、市長が前項第3号に定める構造と同等以上のしゃ音効果があると認めて指定したもの

一部改正〔平成4年条例19号・18年17号〕

(既存建築物に対する制限の緩和)

**第5条** 第3条に規定する建築物で、この条例の規定の施行又は適用の際、法第3条第2項の規定により法第48条第5項及び第6項の規定の適用を受けないものについて、令第137条の7又は令第137条の19第2項に規定する範囲内で、増築又は用途を変更する場合においては、第3条に規定する作業場の床面積の合計又は原動機の出力の合計の限度にかかわらず、増築又は用途変更後の作業場の床面積の合計又は原動機の出力の合計は、それぞれ別表に規定する床面積の合計又は原動機の出力の合計を超えることができる。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物の作業場について、工事の着手が法第3条第2項の規定により引き続き前条の規定の適用を受けない期間の始期以後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えない範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る部分を除き、前条第1項の規定は適用しない。

一部改正〔平成8年条例7号・18年17号・27年13号〕

(罰則)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(2) 前号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者のほか当該建築主

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

一部改正〔平成8年条例7号〕

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成8年条例7号〕

#### 附 則

1 この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

2 土岐市都市計画特別工業地区建築条例（昭和44年土岐市条例第31号）は、廃止する。

附 則（平成4年6月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第7号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第13号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

**別表**（第3条関係）

特別工業地区内に建築することができる建築物

1 次の各号に掲げる事業を営む工場で、作業場の床面積の合計が800平方メートル以内で、かつ、原動機の出力の合計が21キロワット以下のもの

- (1) 食卓用、ちゅう房用又は置物用陶磁器の製造
- (2) 陶磁器製タイルの製造
- (3) 耐火レンガ又は匣鉢の製造
- (4) 陶磁器用石膏製品の製造
- (5) 陶磁器用釉薬の製造
- (6) 陶磁器用坯土の製造

2 次の各号に掲げる事業を営む工場で、作業場の床面積の合計が200平方メートル以内で、かつ、原動機の出力の合計が4.5キロワット以下のもの

- (1) 陶磁器上絵付転写紙の印刷
- (2) 陶磁器包装用紙箱又は木箱の製造
- (3) 陶磁器上絵付（原動機を使用するもの）

一部改正〔平成8年条例7号〕